

小山小学校
移転・民営化問題

学校移転は誰のため？

今こそ集って ~子どもたちのために 私にできること~

◆日時: 6月2日午後3時~

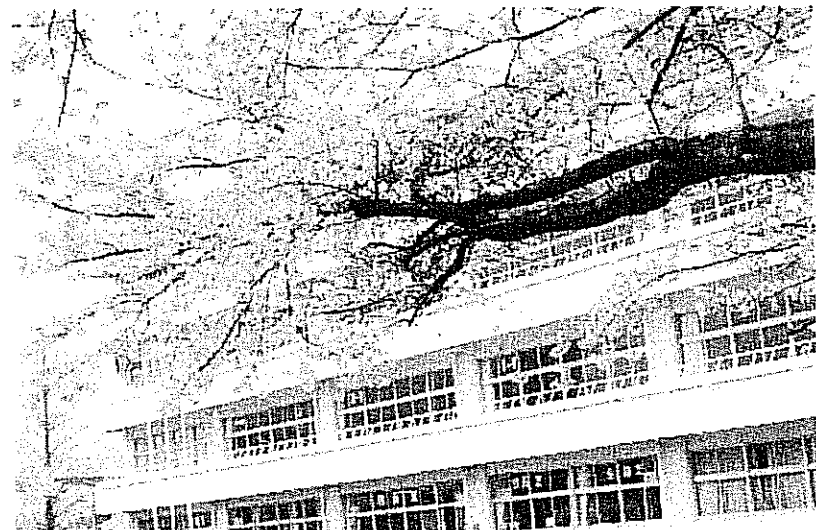
◆場所: 流山市水道局3階会議室

資料代300円

基調
講演

本田清春 さん

【プロフィール】『豊郷小学校の歴史と未来を考える会』代表。世界的な有名設計士メル・ヴォーリスが設計した豊郷小学校（滋賀県豊郷町）の保存のために住民とともに運動。今年4月に最高裁で勝利判決を勝ち取りました。



『一番、桜がキレイな学校』といわれるほど、4月の桜は見事です。



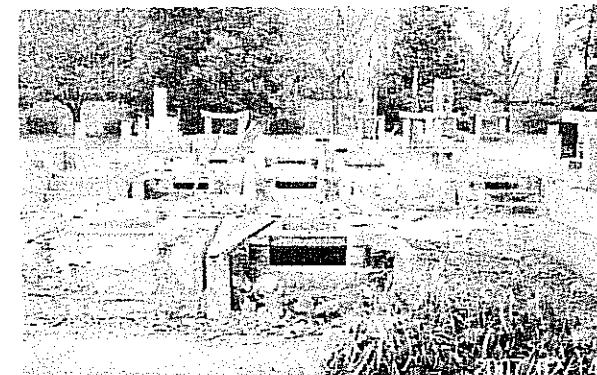
桜も含め、ほとんど木々が伐採されることに…。



新緑に包まれた学校。学校からは、駅やショッピングセンターが見えないほどです。



学校の移転先。わずか半年で、無残な姿に…。これが『美しい日本』なのでしょうか。



主催: 小山小学校等の移転と教育・福祉を考える連絡会

連絡先 稲葉7154-7459

豊郷小学校校舎の焼失と復興の経緯



1 はじめに

私は滋賀県豊郷町にありまます豊郷小学校の保存・再生運動をしております本田と申します。今日は私たちのとりくみを報告させていただく機会を得ましたことに深く感謝申しあげます。

豊郷町は彦根市に隣接し滋賀県にある五〇市町村のなかで一番面積の小さな町で、中央を中仙道が走っています。この町の千樹寺は、江州音頭の発祥の地で、幾度かの焼失を再建したのは地元の近江商人です。今から報告する豊郷

小学校も一九三七年地元の近江商人で丸紅専務だった古川鉄治郎翁の寄贈によって造られたものです。このように豊郷町は近江商人を生み出した町でもあります。

小学校校舎というのは、どの地域においても戦前から造られていました。小学校は学校施設であり、社会教育施設であり、図書館であり、地域の集会所という役割も担っていたと思われまます。小学校校舎には、小学校校舎だけでなく、青年学校も併設し子どもから青年までを対象とし、さらに歴史的施設として地域の資料が集められ、地域の行事の会場としても使われていました。たとえば、私たちの小

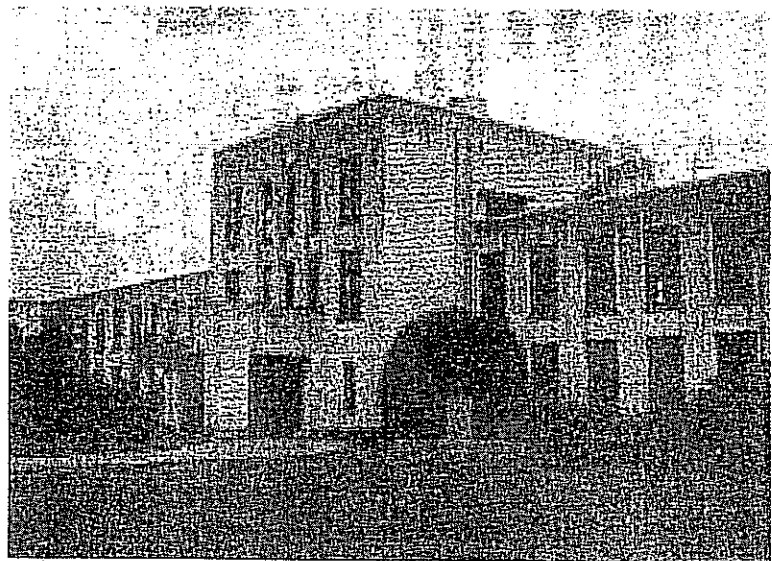
本田清春（滋賀県小学校教員）

脈となって流れ、それがあるとき突然表面にでてきて、政治を動かすということがありうる。その例が豊郷小学校問題です。

2、豊郷小学校とは

一番目に、豊郷小学校というのが、どんな学校・校舎なのかということをお話しします。まず、豊郷小学校の学校・校舎ですが、広さは二〇〇m×二〇〇m、四万平方メートルの広さで、小さな大学並みの広さがあります。校庭の両側は神社で、神社に囲まれて校舎が建っています。そして、片側が中仙道に面し、中仙道側に正面玄関があります。正面を入ると、両サイドに田畑があり、農業実習田として使われていました。中央部に噴水があり、周辺に樹木が植えられています。校舎を正面に左右に建物があります。向かって左が図書館、右が講堂です。反対側に回ると体育館、青年学校、プール、食堂がありました。校舎の反対側がグラウンドになっています。

校舎は鉄筋コンクリート製で中心部だけが三階で左右に対称の二階建てです。校舎内部に入ると三mの広い廊下ははしって一直線で一〇七mあります。二階は教室で、三階に音楽室があります。この音楽室は舞台付きの音楽室です。これを上がる階段は三・八mの高さを二四段で上るといって、緩い勾配に造られています。階段手すりにはイソップ童話



豊郷小学校の校舎

学校では、戦時中に戦没者慰霊祭を小学校の講堂でやっていました。歴史的にみて小学校は、国庫補助がないまま地域住民が手弁当で造っていったのですから、住民の小学校校舎、校庭にかける思いは深くならざるを得ません。地域の小学校は地域住民によって造られ、住民と深く結びついて守られ、学校建設の物語が「神話」となって、地域に水

に因んだウサギと亀のブロンズ像が置かれています。また、当時から水洗便所がとり入れられ、スポーツ施設としても体育館にプール、バレーコート二面とテニスコートも作られ一口で言えば大変モダンな学校です。「本館を中心に前庭も広い。明朗なモダンデザインと緑の対比が美しく、建物以外も整然と配置され、全体が小学校建築のお手本のような学校だ」というのが、大阪芸大の山形政昭先生の評価です。

3、豊郷小学校問題の経過

次に二点目に、「豊郷小学校問題」の一連の流れをお話したいと思います。豊郷小学校問題の背景に触れますと、一九九九年の町長選挙で、大野和三郎という人物が当選を果たします。この大野という人物は土建業者と結託してといましようか、この小さな町で、小学校二校、中学校一校、幼稚園が一つあるのですが、中学校は改修して残りは全部壊し新築することを企むのです。同和对策事業として公民館の役割を果たしてきた隣保館は二つあるんですが、これも全部壊し、新しいところに建てかえるというのを考えます。なぜそんなことが可能なのか。ひとつは、前の町長が貯め込んだお金があつて、町にはたくさんのお金が残っていたのです。その基金を大野町長は土木建設として一気に使うことをもくろんだ。ふたつめは、市町村合併が近づ

いていることを絶好の機会ととらえたことです。隣接する彦根市と犬上郡の合併ですが、合併前に基金を使い果たしても住民も分かってくれるだろうと判断し、学校から隣保館までの公共事業への突っ走りをはじめますね。合併した後は自分の支配が及びませんから後は野となれ山となれと考えたのだと思います。

大野和三郎という人ですが、「女性自身」二〇〇三年一月二八日号のなかに、「豊郷小学校の仁義なき戦い」として私と大野町長の写真が並んで載っています。そこでは大野町長について「やり方は金正日、やることはムネオ。こういうたら大体の町長の人物像は理解してもらえないはず。つまり話し合うということを知らない。人の話を聞かない人間。たとえ町のことでも、自分の利益だけを考えて行動している」とか考えられない」と紹介されています。

豊郷小学校解体・新築計画は、この人物が町長となった途端、彼を取り巻く土建関係の業者によって着々と手が打たれていきます。二〇〇一年五月の第一回豊郷小学校改築検討委員会が開催され「校舎は耐用年数五〇年以上を経た不適格建物」であることと、「豊郷小学校を寄贈された古川鉄治郎氏の孫である古川博康氏も改築を了承した」と報告され、豊郷小学校校舎の改築が賛成多数で決められます。八月には設計業者が決められ、一月に開催された四回目の委員会で、その森野武雄設計士が「補強改修しても長く

は持たないだろう」と発言し、解体・新築に根拠を与え改築へと誘導していきます。町長は「安全、利便性、快適性をもった校舎を住民に保障するのが私の責任だ」あたかも住民のために建築することくいくるめます。こうして一二月町議会において小学校講堂の解体予算五五〇〇万円の補正予算を可決させます。

私たちはその直前一〇月に「豊郷小学校の歴史と未来を考える会」という住民組織を立ちあげました。そして町議会にたいして、講堂の解体予算を認めないよう請願を出し、また予算が通った後一週間後に大津地裁に「講堂解体差し止めの仮処分申請」を出しました。仮処分申請ですから、裁判所の決定は早くできます。二〇〇二年一月二四日大津地裁が「講堂の解体差し止め」仮処分を決定しました。ギリギリの段階で講堂の解体差し止めを裁判所は認めたのです。町長は、六月にあっさり「講堂は保存します」と言いませんでした。

ところが二〇〇二年七月の第二回豊郷小学校建設委員会において、「講堂と図書館を残し、校舎を解体し新築すること」を強行採決します。九月町議会において「校舎改築等の補正予算二億七八〇〇万円を賛成多数で可決します。私たちはそれを見越し八月二二日「校舎解体差し止め仮処分申請」を大津地裁に提出しました。一〇月一日から工事が始まりました。まずプレハブ校舎を造る目的で実習田が

埋め立てられていきます。これに抗議するため、一〇月一日より集会を開き、われわれは、土砂を入れさせないために中仙道の正門前で、「人間パレード」の座り込みを始めました。座り込みは大変なんです。最初の頃は朝五時から座り込みダンブカーが入るのをストップさせるのです。私も朝から座り込みに行つて、七時半になったら「今日一日ガンバッテ下さい、私は職場に行きます」と言つてその場を離れます。一日座り込みをしたらうのはみんな七〇歳から八〇歳のお年寄です。職場から帰ってくる「今日はなあ、雨が降って寒かったよなあ」なんて話してくれます。「ああそうかあ、大変だったなあ」「明日もよろしく頼みます」ということを二三日間やりました。この間、工事はストップさせることができました。しかし二〇日突然、中仙道側の堤を潰し始めました。堤を潰して大きな開放口を作ったのです。私たちがいくら組織すると言つても座り込みするのは六人から一〇人未満ですから守れなくなりました。また今までは地元の業者でしたのでお年寄は知り合いだったこともあつて、相手側も手荒なことができなかったのですが、二〇日から業者が替わつて、やる手が手荒になったこともあつて座り込みは中止しました。ついにダンブにつっこまれてプレハブ校舎が建てられるという状況を迎えました。

その後、「校舎を解体してはならない」という仮処分決定

が出た翌日の二月二〇日には、一メートルのポールを持った一〇名ほどの作業員が、窓ガラスを割って突入してきました。当日は午前中に終業式があり、まだ教員は残務処理を職員室や教室でしていたのです。学校長も知らされて無くて、「やめなさい、あなた方はなんなんだ」ということを言っているんですが、彼らはそれをも無視して、中へ入ってガラスを割っていく。校長以下教職員は身の安全が保障されないとして、校舎から出て行きました。それほど緊迫した場面でした。私どもは中に入って、身体を張って抗議し続けます。やつと夕方五時ぐらいに彼らは引きあげました。この場面でここで泊まり込むか、明日もう一回やり直すかという判断を私がしなくてはならなくなりました。泊まり込みを決意したら今度はいつ引くのかを考えなきゃならんわけです、夜何が起こるかわかりません。悩んだんですが、このまま校舎を放置しておくわけにはいかなないと判断し泊まり込みを決めました。するとその後一時間ぐらいで、おにぎりや毛布、寝袋が届けられるんです。それほど、町民はわれわれが戦うのを待っていたと思えました。翌日には沢山の人が支援活動に入ってくれ、校舎の後片付けをしました。こういう経過がこの場面でありました。その後、私たちはいよいよ、このまま町長をほっとけないということで、町長リコール運動を始めたのです。

員の関係を書いています。

で、大野町長が、なぜ町長選で勝てたのかということですが、住民投票でリコール反対を二〇七〇、町長選挙では二二〇四と増えているのです。四月二七日町長選挙の結果、大野和二郎二二〇四票、伊藤定勉二二四九票、戸田年夫二六五票となっています。結果的に大野氏と私たちが推した伊藤氏の票をみると僅差五五票差で大野氏が逃げ切った。この結果を見て、「住民派が二つに割れたのは住民側の責任だ」という批判が寄せられました。しかし、これはまったく誤解でありまして、もともと大野氏は二二〇〇はとれるんです。約四五〇〇票のうち二二〇〇は取れる大野氏は、誰か有力者を立てれば、必ず当選するという作戦に出たのです。戸田年夫という方は前町長で有力者です。彼は候補者として演説もしなかったしピラさえも出さない、選挙カーだけ走らせその他の選挙運動をしなかったのです。当馬であることを自覚していて金の要ることをしないことが戸田氏の人柄ですから、分かりやすいのです。

次に大野和二郎氏は選挙になぜ強いのかということですが、これまでの農村の衰退を穴埋めしてきた土木建築公共事業、それにまつわる補助金の見直しの潮流が現在起こっています、この潮流が町民の就労不安を生み、その不安を利用し、土工事をやめない大野氏の強引さがうけていると考えられます。過去一〇年間の豊郷町の一般会計

4、大野町長の選挙の強さの背景

次に三点めは、町長をリコールしたわけですが、町長はその後再選され返り咲きを果たします。世論の逆風を受けながら、どうしてそれほど町長は強いのか、みなさん不思議に思われ、町民は何をしているのかとご批判もあろうかと思しますので、その中身を話します。

まず町長をリコールさせるといことは、大変です。実名で三分の一、署名しハンコ押してもらわなければならないのです。それでやつと住民投票に持ち込めるのです。私たちはこれを成立させたのですが、ギリギリの六票差でした。このリコール署名の後、今度は住民投票に入るわけです。住民投票は過半数をとつたらいんです。これは必ずいけると思いました。結果はリコール賛成が二四五〇、リコール反対が二〇七〇ということ、私どもは勝ったのです。しかし差は三八〇しかない。これが後で効いてくるのですが、とありあえずわれわれは大野町長を失脚させることが出来たんです。町長選前は各新聞、週刊誌が特集でとり上げました。たとえば、『週刊ポスト』では写真入りで「聞く耳もたず」とか、『週刊ポスト』『プレイボーイ』でも「豊郷小学校は今」という特集を組んでいますし、『週刊新潮』は「羊たちの沈黙 町民が口に出れない町長リコール、土建業者との怪しい関係」を実名人りの業者と町長および町議会議

支出は、四一億五〇〇〇万。土木建設支出はだいたい一億五七〇〇万。大野町長になってからの二〇〇〇年四月からの年平均土木建設支出は一七億六〇〇〇万円。年間平均でも七億円近く土木建設の支出が増えているのがおわかりになると思います。これほど彼は町予算を土木建築公共事業にまわし、それで住民支持を取り付けていたのです。大野町長の支持者に若い人が多いのもうなすけると思います。次に、同和行政による住民分断と、行政依存の体質を温存させた住民支配です。同和对策措置法という法律は消えていますから、同和行政というのはないのですが、大野町長は「差別がある限り同和对策事業は必要」と言い放ち、大野派の議員の発議で人権条例が制定され、大規模な同和对策事業にとりくむ道を開きました。この同和对策事業にかかり、下水道工事、土木、建設工事を独占しているのが「マルトク」と呼ばれる特定企業です。この業者は部落解放同盟に直結した業者団体です。この業者が同和を食い物にしていることを典型的に見せたのが、隣保館建設です。まだ十分に使える隣保館を二つ取り壊し、二〇〇二年一月議会で二億六〇〇〇万円かけて新築予算が可決されます。この建てた場所が「マルトク」の中心土建業者である「株式会社マルヤマ」の所有する敷地だったので、二八〇〇㎡の建設計画ですが「マルヤマ」の敷地はそのうちの七八〇〇㎡を占めていたのです。明らかな土地ころがしです。

さらに政界との太いパイプを生かした住民支配です。彼は、自民党滋賀県連副会長を経験し県政界に顔が広いこともあって、夏の祭りでは滋賀県知事と国会議員を並ばせて挨拶させ、国との太いパイプをもっていること、自分が大物であることを町民の前でアピールします。町会議員を支配するなど朝飯前です。町会議員一四名を支配すると、各地域のボスを完全に支配でき、この支配が集票力になるのです。すべての字で後援会を組織し、ボスを動かせばだいたい票は集まる仕掛けになっています。町議会の構成は反町長が四名です。

最後に彼の背後にうごめく闇の勢力です。桑原組は豊郷小学校を請け負った建設会社です。「滋賀豊郷小学校の業者、暴力団関係者に八〇〇万円」(朝日新聞・二月一九日社会面)という記事があります。この桑原組というのは、滋賀県の建築業界最大手で、滋賀県建築協会の会長をしています。大野町長は武村正義知事の時代に自民党県連副会長や滋賀県町村議会議長をしていましたから、この頃に知り合ったのだと思います。もともと地元では暴力団とのつながりが深いと噂されていた業者だったのですが、昨年夏には、事務所に銃弾が打ち込まれるという事件が起きました。今は、経理担当者から副社長まで逮捕され、そしてこの記事です。桑原組から指定広域暴力団山口組に金が流れているのです。

事実、中学校では、われわれのたたかひの真つ最中は、荒れていた中学校が全然荒れず子どもたちが非常におとなしかったです。小学生の子どもも大野のやり方に抗議し続けました。銀杏並木がユンボでなぎ倒される場面で、集まってきた、「おっちゃんやめてー」と業者に訴えたり、日曜日は私たちのところに来て座り込みに参加したりもしました。町長のリコールが成立した時には、校舎近くで報告をしていると中学の子どもたちが校舎の窓を開けて手を振ってくれました。

教員も二名泊り込みに参加してくれましたが、彼らは業者と利害関係をもつ町議員らからの攻撃にさらされました。校長が辞職し、教育長も辞職しました。これらは大野町長の教育行政への介入の犠牲者でした。議会に教育長と校長を呼び、教員が泊り込みの支援をしたことをとり上げ攻撃し、豊郷町内教職員への締め付けを強めることを約束させられました。これにより、教員が子どもの前でも小学校問題について発言しない、できない状況がつけられ、今年の春には多くの豊郷小学校の教員が豊郷小学校を去っていかれました。

6、町民の主体意識の高まりについて

五項目は、住民が町長をリコールする力をもつまでの主体意識は、どうして高まってきたのかということなのです。

少し話は飛びますが、滋賀県に草津市という大きな街があります。この市長が選挙で後援会幹部の業者が金を渡して選挙運動員として働かせておったというのでみつかったんです。そしてたら即、芥川市長が辞職したんです。その後彼は逮捕され、業者にカネを要求していた事実を認めるのですが、この草津市長逮捕の報道を読みますと、関係して逮捕された土建業者のほとんどが、豊郷小学校工事の請負業者桑原組の下請けとして工事を行っている業者でした。大野町長と桑原組と草津市長の関係に注目していただきました。ここには闇の勢力が見え隠れしています。

5、教職員への締め付け

四つめに、町長による住民支配のなかでの子ども・教職員についてお話ししたいと思います。

マヌコミの報道や町長派住民から私たちに投げかけられる批判は「子どもを町の混乱に巻き込んで、この騒動の一番の被害者は子どもたちだ」という論点です。しかし、子どもは大人の生き方を見て育っていくのであって、不正や疑惑にたいして黙っている大人を子どもは信用しない、不正を告発し発言していくことが子どもたちを育てるのではないのでしょうか。子どもたちも同じ社会や時代を生きているのですから、民主主義を現場で学ばず、住民運動こそは民主主義の学校なんだと切り返してきました。

まずは、建築家の貢献を挙げたいと思います。建築問題について素人集団である私たちに、ただ校舎と校庭の風景を残したいとの思いを受け止め、知恵をつけてくださったのは建築設計、研究者の方々でした。豊郷小学校校舎の耐震診断を行い「この校舎は補強しても長くは持たない」と発言した森野武雄設計士に、ずぶの素人が立ち向かえるはずがありませんでした。町は町費で行った耐震診断報告書すら公開しなかったのですから、なおさらです。私たちは、この森野さんの耐震診断報告書のデータが捏造されていること、解体新築計画が仕組まれたものであることを、次々と明らかにし町内にピラと街頭マイクで知らせました。そして学習会を積み上げてきましたが、これは町民に大きな怒りを起こしました。

また、法曹関係者にも支えられました。吉原稔弁護士、行政訴訟法、刑法の研究者の貢献がなければ今日まで運動をすすめることはできませんでした。裁判では次々と私たちが勝利しましたが、裁判の報告会はいつも多くの人が集まりました。こうした専門家の方々、そのグループとかかわることで、豊郷小学校改築問題の闇の部分明らかにされていったのです。

私たちは、毎週一回相談会として会を開催し、互いに金を出し合い組織を維持してきました。町内の宣伝はピラとマイクを使い、ピラでは、豊郷小学校物語も重視しました。

豊郷小学校を寄贈された古川鉄治郎翁のお孫さんの古川博康さんが私たちの運動の側についてももらったことも大きな転換となりました。こうして『豊郷小学校の歴史と人々』を発刊することができ、これは町内で二〇〇部活用できました。

リコール運動にかかわっていえば、町内で住民の家を提供してもらってミニ集会を多くもったことです。そこでは今までの運動の経過を説明し大野町長のこれまでの行政が一部の業者に利権をもたらしてきたこと、無法な町長にもう黙ってられない状況になったことをひざをつめて話し合いました。町内では大きな変化が起こっていることを私自身実感しました。話し合い学びあいという、本当に平凡な運動を続けてきたことが大きかったと思います。

7、教育研究にかかわる方々にたいし

六点めは、校舎の教育的価値を考える教育研究者の主体意識といえますか、教育関係者はこの問題にどのように対応してきたのかについて話したいと思います。

先ほど、建築関係者と法曹関係者の住民への貢献をとり上げて話したのですが、これにたいし校舎改築問題での教育的価値を解明し、住民運動に貢献する責任が教科研や教育研究者にはなかったのかという点です。少なくとも、問題は小学校校舎を舞台として起こっており、その運動を担

思います。

さて、最後になりましたが、現在の豊郷小学校と私たちの願いをお話します。

不法な建物であります「新校舎」はほぼ完成し、三月から子どもたちをそこにに入れていきます。しかし、私たちの運動が途絶えることはありません。廃墟同然の扱いを受けている豊郷小学校校舎を蘇らせる運動を始めたいと考えています。なぜそこにこだわるのかということですが、建物が残されることで人の記憶やなつかしさ、その町の歴史的景観が守られ、創建の時代を映す鏡がそこに存在することになります。それゆえ歴史的建物があることで、地域の個性が見えてくるのです。それがなければのっぺりした景観になってしまいます。豊郷小学校の校舎に入ると、だれもがそこに格調の高さを感じることができます。格調の高さは新しい建物に入っても感じることはできません。歴史が格調をつくるのだと思います。ここで学ぶことができる教育的意義についても深い説明が必要であると思います。

こうした運動を改めて世に問うために「歴史と文化薫る学び舎 豊郷小学校」としてまとめ、出版することにした。ぜひお買い求めください。

以上で報告を終わります。どうもありがとうございました。

出版物など問い合わせ先→「豊郷小学校の歴史と未来を考える会」
HP : <http://homepage2.nifty.com/toyoshohozonkai/> もじへば、〒

っている一人に教科研のメンバーがいることは知っておられたはず。大手の新聞・雑誌はこの問題を住民のサイドからとり上げてあれこれ論評していました。しかし、残念ながら教科研は雑誌でもとり上げようとされなかったし、現地にきて調査するなり町長に申し入れをするという行動も起こされなかった。

教育研究というのは、いままで課題にならなかった新たな出来事に無反応なのだろうかとも思いました。ここに見える問題は、「教育」把握に狭さがあるのではなからうかと思えます。住民の運動や住民が大きく動く背景には問題意識の変化や、学習による自覚の高まりが見られます。ここ豊郷町では豊郷小学校という校舎や校庭にたいする住民の想いが結集し、町民が主人公になる町政を目指した住民運動となってきたのです。こうしたことは教育研究対象ではないのでしょうか。私は教育的意味をもつと考えるものです。

ただし教育研究者の方々はまったく動かなかったということではありません。神戸大の船寄俊雄氏は校舎見学に来てくれましたし、三重大の佐藤広和氏は校舎見学とともに、マイクをもって住民に大野町長の蛮行を糾弾し私たちとともに泊り込みをされました。県内でも小嶋昭道氏は県内の研究者を組織し町に申し入れをしてくれました。教科研としてこの問題を考えていただくことを主張しておきたいと

五二九一一七二 滋賀県犬上郡豊郷町安食南一三〇 本田清春

FAX 0749-355333

*以上は、三月二十七日に北九州市で開催された三月集会における講演記録です(編集部)

(ほんだ きよはる)「豊郷小学校の歴史と未来を考える会」代表

滋賀県内小学校教員。教科研全国委員

『もう決まったこと』とは本当か―最後に決めるのは市民だ!!

1) 『決まったこと』とは、何が決まったのか―計画されただけに過ぎない。

小山小学校の移転・民営化問題に対し、よく「決まったこと」との声も聞かれています。何が決まったのでしょうか。市の担当部長も「計画はあくまでも計画」と認めているように、予定なのです。一度は計画された内容でも、その時その時で問題があれば、また、よりよい方法があれば改善するのは、当然のこと。民間のマンション建設でも、周辺住民と話し合いをする中で、高さを引き下げたり、駐車スペースを増やすのは当たり前のことです。さらに、現在、おおたかの森駅前にオリックスのマンション建設中。この場所は、もともと中学校の建設予定地。今の段階で「もう決まったこと」というのならオリックスのマンションもやっちはいけませんし、マンション紛争などよりよい環境を求める運動そのものは、全て否定されることになる。

この間、連絡会はもちろん、私たちも議会で何度も取り上げて、説明責任と、子どもや保護者、利用者、教師、地域住民の声を反映するよう求めてきました。だからこそ、実際、「決まったこと」とされる移転後の小山小学校の規模は、当初24クラス、千人規模の給食に対応できる規模でしたが、18クラス程度にまで見直しされた。

2) 『決まったこと』の誤解

そもそも、決まったことはどういったものなのでしょうか。公共事業は、地域住民の願いや要求に沿った内容でこそ、公共事業といえます。これまでの経過から考えたい。

H12年4月当時助役を中心に『センター地区等まちづくり検討会議』が設置され、1年間6回、会議が開催されました。それは、新市街地地区センター地区の基本方向を検討するというもので、H14年9月のつくばエクスプレスエクスプレスセンター地区のまちづくり検討調査報告書を発表しました。おおたかの森駅周辺、特に小山小学校の周辺や駅北口は『街中コミュニティ形成ゾーン』と位置づけました。その整備方針の第一は、「地域文化を育むまちづくり」とし、都市的機能と空間を備えることとあわせて、地域資産の保全・継承・活用をネットワーク化することになっている、文化・教育機能等の導入も否定せず、何よりも地域コミュニティの形成、地域文化を生かして、優先したまちづくりに、比重を置いているのです。つまり、今の小山小学校の移転ありきではこんな報告書が出るわけがありません。

市長がいう「自分が就任した当時には決定事項だったから変えることができなかった」ということには当たらない。また、おおたかのもり駅周辺のまちづくりに取り組んでいる都市再生機構と今年2月に交渉をおこないました。そこでは、「移転するものと思っていた」というのです。『高度利用』という規定概念が、勝手に先走り、学校移転を既成事実にして、その後の計画を立ててしまったのではないのでしょうか。

また、つくばエクスプレス沿線整備推進協議会が発表したH13年3月のワークショップでは、当時の小山小学校5・6年生の声は、いまのまちが「好き」「少し好き」と答えたのは86%。「嫌い」「少し嫌い」は5.2%です。学校の主人公といえる子どもたちが今の学校が好きだといっているのに、どうして、無理に移転させる必要があるのでしょうか。

3) 最後に、決めるのは市民だ

昨年12月議会では、市役所第2庁舎の建て替えをするかどうかという議案では、市議会が、

契約時業者の不正問題などを理由に全会一致で否決しました。13年ぶりのことです。議会のチェック機能が一定働きました。小山小学校の事業については、今度の6月議会では、資料にある事業者との契約を認め、事業に着工するかどうか、移転先の用地を購入するかどうかの議案が、市議会に提案されます。何が何でもという姿勢を行政は崩していませんので、予断は許しません。しかし、用地費に含めれば50億円にもなり、しかも、お墓の上に学校を持っていく、そのついでに、児童館などを民営化するという今度の計画ですから、当然、多くの市民の意見が十二分に反映されたものでなければなりませんし、これほど多くの市民が関心を持っている事業の最終判断は、市民がすべきだと私は思うんです。流山市でも、全国でも自治基本条例をつくる取り組みが行われ、住民自治に光が当たっていますから、最後に、どうするのかは市民が決めるべきではないでしょうか。

(仮称) 小山小学校校舎建設等 P F I 事業 入札参加資格確認結果の公表について

「(仮称) 小山小学校校舎建設等 P F I 事業」について、平成 18 年 10 月 6 日及び同年 10 月 19 日に入札公告を行ったところ、4 グループから参加表明があり、審査の結果いずれも入札参加資格があることを確認しましたので、下表のとおり公表します。

入札参加資格確認グループ一覧

入札資格確認基準日 平成 18 年 11 月 22 日

グループ名	日比谷総合設備(株)グループ	UFJセントラルリースグループ	大和工商リースグループ	大新東ヒューマンサービス(株)グループ
代表企業	日比谷総合設備(株)	ユーエフジェイセントラルリース(株)	大和工商リース(株) 千葉支店	大新東ヒューマンサービス(株)
構成員	(株) 学習研究社	(株) ダイワサービス	京成建設(株)	アドテック株式会社
	(株) コスモスライフ	戸田建設(株)	コクヨ東京販売(株)	(株) きんでん
	(株) メフオス	(株) ニッコトラスト	(株) 三晃空調	(株) 佐藤総合計画
協力企業	(株) NTTフジリテイクス	財団法人 千葉YMCA	(株) 東京エネシス	大星ビル管理(株)
	(株) 教育施設研究所	(株) 中西製作所	(株) 日総建	(株) 中村組
	(株) 鴻池組	プラス(株)	パシフィックプログラム マナーシステム(株)	
	鳳コンサルタント(株)	(株) 山下設計	三菱電機ビルテクノサービス(株)	安藤建設(株)
			セントラル警備保障(株)	
			ハーベスト(株)	
			(株) プロケア	

*50音順

入札を辞退

(仮称)小山小学校校舎建設等PFI事業民間事業者選定結果(H19年3月14日)

■ 施設整備・維持管理・運営及び事業計画に関する加点項目審査結果

【採点方法】

評価	評価内容	採点基準
A	特に優れている。	配点×1.00
B	優れている。	配点×0.75
C	やや優れている。	配点×0.50
D	加点項目に対する提案がなされているが、特に優れた点は見受けられない。	配点×0.25

【施設計画全般(合計220点)】

項目	評価ポイントの一例	配点	評価	得点
敷地利用計画	・敷地全体を有効に利用し、各施設が適切にゾーニング(配置)されているか。・各施設利用者及び人と車のアプローチが適切に確保されているか。	40	C	20
外部空間と緑地の確保	・児童の活動に有効な外部空間が形成されているか。・敷地全体に、平面的かつ断面的に魅力的な緑地が形成されているか。・既存緑地を適切に保存し、ピオトープ等の計画と関連付けているか。	40	B	30
デザイン計画	・周辺の景観に調和した立面計画となっているか。・児童及び地域の利用者にとって魅力的な建物デザインとなっているか。・TXからの景観に配慮した建物デザインになっているか。・内外観の一体的な整合性が確保され、意匠的に質の高い空間が提供されているか。	40	C	20
セキュリティ計画	・敷地外周部において、外部からの侵入を容易とさせない提案がなされているか。・建物の外周部において、設置階での外部からの侵入を容易とさせない提案がなされているか。・建物内部で開放時のゾーニング境界において、安全が確保された提案となっているか。・それぞれのセキュリティ上の方策が意匠性・安全性・運用性に十分配慮したものであるか。	20	C	10

構造計画	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な耐震安全性を確保するよう工夫されているか。 ・非構造部材や設備の耐震性に配慮しているか。 ・家具の転倒防止等災害時の被害軽減に配慮しているか。 ・躯体の長寿命化や設備更新への対応等、建物のサステナブル化に配慮されているか。 	40	B	30
環境に配慮した設備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクルコストの縮減に効果的な優れた設備・環境計画が採用されているか。 ・自然エネルギー(太陽光、雨水、自然通風等)を積極的に活用した優れた計画が具体的に提案されているか。 ・省資源、再生資源の利用等環境保全や環境負荷の低減に効果的な計画となっているか。 	40	C	20
合計		220		130

【施設計画各論(合計200点)】

項目	評価ポイントの一例	配点	評価	得点
建物の基本構成	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な教育プログラムの提供に柔軟に対応できる優れた平面計画となっているか。 ・要求水準書のゾーニング概念を正しく理解した優れた平面計画となっているか。 ・児童及び利用者の日常動線に配慮した使いやすい建物構成となっているか。 ・ユニバーサルデザインが施設全体に展開されているか。 	40	C	20
普通教室ユニットの考え方(室内仕上計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年(低、中、高学年)の授業プログラムに配慮したユニット構成が採用されているか。 ・各学年の特性に配慮した教室と多目的スペースの構成となっているか。 ・多様に展開する学習活動に対応したフレキシブルかつ機能的な環境設定がなされているか。 ・児童の日常の生活を支える豊かな空間の設定がなされているか。 ・空調及び防音について工夫されているか(特に特殊学級)。 ・学室が親しみやすい温かみのある仕上計画であると同時に、十分なシツクスタイル対策がなされているか。 	40	C	20
特別教室の考え方(室内仕上計画)A群	<ul style="list-style-type: none"> ・学校のシンボル空間としての優れた計画となっているか。 ・一般開放の利便性及び安全性の確保に配慮した優れた計画となっているか。 ・単に食事を摂るだけでなく、学習発表や異学年交流を図れる等、楽しい雰囲気や豊かな雰囲気を生み出せるよう工夫されているか。 	15	C	7.5
特別教室の考え方(室内仕上計画)B群	<ul style="list-style-type: none"> ・創造的な横断学習の展開を可能とする優れた計画となっているか。 ・それぞれの教科に応じた機能が確保され、かつ適切な配置がなされているか。 	10	C	5

特別教室の考え方(室内仕上計画)C群	<ul style="list-style-type: none"> ・一般開放の利便性及び安全性の確保に配慮した優れた計画となっているか。・音響・照明・遮音など、この教室群に要求されている基本的空間性能が確保される計画となっているか。・発表の場として要求される空間的祝祭性を実現した計画となっているか。 	15	C	7.5
特別教室の考え方(室内仕上計画)D群	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の主體的な学習を支える拠点として、気軽に立ち寄り、リラックスした雰囲気での学習又は交流できるような工夫されているか。・次世代の調へ学習に適したメディア環境及びその雰囲気や創出した空間を提案しているか。・一般開放の利便性及び安全性の確保に配慮した優れた計画となっているか。 	10	C	5
管理諸室の考え方(室内仕上計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・各室の連携が図れるよう動線上の工夫が凝らされた構成となっているか。・児童や来訪者の管理に配慮できるような工夫されているか。・緊急時の対応ができるよう配置・動線上の工夫がされているか。 	5	C	2.5
体育館・ゾールの考え方(室内仕上計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域開放にも配慮した十分な運動空間が確保されているか。・壁や柱について児童の衝突等によるけがを防止するよう工夫されているか。・十分な収納スペースが確保されているか。・騒音・振動対策が十分にとられているか。・災害時の避難場所として機能するための具体的な提案がされているか。・安全性の確保について配慮されているか。 	15	B	11.25
福祉ユニット及び地域開放ユニットについての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・地域間交流及び学校と地域との交流を促すような工夫が凝らされているか。・さまざまな運用形態に適合できるように、学校開放施設とのゾーニングにおいて工夫されているか。・管理しやすい、児童や幼児が利用しやすい安全で機能的な施設となっているか。・地域住民及び高齢者の利用を促進する親しみやすい機能的なデザインとなっているか。・学童クラブとしての機能(遊びや学習の場としての多様な使用)を確保し、くつろいだり雰囲気を提供するよう工夫されているか。 	50	C	25
合計		200		103.8

【維持管理計画(合計70点)】

項目	評価ポイントの一例	配点	評価	得点
維持管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ・事業期間全体にわたって維持管理しやすい施設であるために、施設・設備の長寿命化など、効果的な計画となっているか。・維持管理業務を円滑に行う優れた業務体制となっているか。・機器の進歩に柔軟に対応できる優れた計画となっているか。 	70	B	52.5

(仮称)小山小学校校舎建設等PFI事業民間事業者選定結果(H19年3月14日)

合計	70		52.5
----	----	--	------

【運営計画全般(合計70点)】			
項目	評価ポイントの一例	配点	評価
運営計画	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者のノウハウやアイデアを取り入れた、事業の目的及び実施方針の効果的な実現に寄与する優れた計画となっているか。 ・事業の目的の達成のために必要かつ効果的な優れた実施体制となっているか。 ・地域と市及び教職員との連携に配慮した優れた実施体制となっているか。 	20	B
人材と職場環境	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフの資質向上に寄与する研修等の機会提供を図る等、質の高いサービスを提供し続けることが可能な優れた計画となっているか。 ・スタッフが継続して意欲的に業務に取り組める優れた計画となっているか。 	10	C
専業の効果的連携	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校及び福祉施設間の効果的かつ効果的な連携を図るための特に優れた計画となっているか。 	20	C
安全対策・緊急時対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事故や災害等、緊急時・非常事態発生時における対応策が優れた計画となっているか。 ・事故を未然に防ぐための優れた計画となっているか。 ・子どもたちの安全安心に、積極的に係る提案が優れているか。 	20	C
合計		70	40

【運営計画各論(合計70点)】			
項目	評価ポイントの一例	配点	評価
給食業務	<ul style="list-style-type: none"> ・市と円滑に業務連携を図るための優れた計画となっているか。 ・献立作成や食材調達で市に有益な助言を行うと認められるか。 ・食育等教育活動への参画の提案が優れているか。 ・HACCPの概念に基づく工夫について特に効果的な提案と認められるか。 ・基準提供食数ごとの給食業務運営費の提案は、算定根拠が明確かつ合理的と認められるか。 	20	B
学校運営の庶務業務(学校用務員業務)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちや教師をはじめ、保護者、地域の方々々に信頼される用務員業務従事者となるような優れた提案となっているか。 	5	B
学校開放事業の運営業務の一部	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が利用しやすく、かつ、福祉施設との連携を図り、生涯学習活動を積極的に支援するような優れた提案となっているか。 ・一般開放に際し、利用者、学校、行政とのスムーズな連携を図ることができる優れた提案となっているか。 	15	C
			7.5

(仮称)小山小学校校舎建設等PFI事業民間事業者選定結果(H19年3月14日)

地域ふれあいセンター運営業務	・事業者のノウハウやアイデアを取り入れた優れた計画となっているか。・地域住民及び高齢者の利用を促進する運営計画となっているか。・利用者の満足度を高める運営計画となっているか。	15	C	7.5
児童センター運営業務	・事業者のノウハウやアイデアを取り入れた優れた計画となっているか。・幼児やその母親にも配慮した優れた事業計画が提案されているか。・現在行われている児童センター事業からの継承及び他の児童センターとの連携を視野に入れた優れた事業計画が提案されているか。	15	C	7.5
合計		70		41.25

【事業計画(合計70点)】

項目	評価ポイントの一例	配点	評価	得点
資金収支計画	・不測の資金需要に対する予備的資金の確保等、キャッシュフロー不足への対応策が措置されているか。	20	B	15
リスク管理	・効果的なリスク管理体制の構築や優れたリスク緩和措置が工夫されているか。・効果的なモニタリングの実施が可能な体制・方法が提案されているか。	25	B	18.75
事業継続及び安定性の方策	・事業の安定性を確保するための具体的な体制・方法について優れた提案となっているか。・参画企業のモチベーションの維持に関する方策が工夫されているか。	25	B	18.75
合計		70		52.5
総合計		700		420

(5)総合評価

審査委員会の審査結果を受け、市は平成19年3月5日に入札参加者の得点(品質点+価格点)を以下のとおり決定し、総合評価を実施した。結果は下表のとおりであり、大新東ヒューマンサービス㈱グループを落札者として決定した。

- ①品質点 420点
- ②価格点 300点(提案価格:4,180,684千円、予定価格:4,355,024千円)
- ③評価値 720点(420点 + 300点)
- (6)VFM評価:落札者の提案内容に基づきVFMの評価を行った結果、約15%のVFMがあることが確認された。

40件 / 2974件

No.	事業名	事業会社		公募状況			備考	参考
		SP0	構成員	選定企業	二次審査	一次審査		
263	蓮花寺市営住宅建替事業(高岡市)		佐藤工業北陸支店 塩谷建設 寺崎工業 ゼオンノース 開進堂 創建築事務所	佐藤工業北 陸支店グル ープ		1グループ		
258	(仮称)小山小学校校舎建設等PFI事業 (流山市)		大新東ヒューマンサービス アドテクノ きんでん 佐藤総合計画 大星ビル管理 中村組 (協力会社:安藤建設)	大新東ヒュー マンサービス (株)グループ		1グループ	参加資格 確認4グ ループ	
257	十和田市浄化槽整備事業※		県南環境保全センター 十和田浄化槽センター 伊藤建設 竹達建設 中沢水道設備工業 青森県南清掃	ティ・エム・ イーグループ		※	参加資格 確認1グ ループ	
254	市立つるせ台小学校、市立図書館鶴瀬西 分館及び市立つるせ台放課後児童クラブ 整備並びに維持管理運営事業(富士見 市)		UFJセントラルリース 首都圏リース 楠山設計 戸田建設 埼玉建興 ビケンテクノ 図書館流通センター	UFJセントラ ルリースグ ループ		1グループ		
247	県営坂地区住宅整備事業(第2期)(広島 県)		フジタ広島支店 栗本	株式会社フジ タ広島支店グ ループ		1グループ		
244	大阪府営岸和田下池田住宅民活プロジェ クト		フジ住宅 板垣建築事務所 奥村組 ダイシン建築設計事務所 高松建設 フジ・アメニティサービス	フジ住宅株式 会社グループ		1グループ		

PFI事業で相次ぐ入札延期、契約断念/1社の指名停止でグループ失格

全国のPFI事業で、入札を延期したり、落札者が決まっても契約を断念するケースが相次いでいる。応募グループ企業の指名停止などが主な理由だ。グループ構成員のうち1社が指名停止を受けただけでも、グループ全体を失格とするケースも多い。また、PFIの入札参加コストが大きいことを考えれば、指名停止のリスクは決して小さくない。

こうしたケースが増えている背景には、PFIの入札・契約手続き期間が長い点や、違法行為などの摘発が増えたことなどが考えられる。PFIで多く採用される総合評価一般競争入札などでは、入札公告から契約に至るまで、1年近くかかる案件も珍しくない。

大半の入札では、参加企業が指名停止を受けた場合、失格となる。ただ、入札手続きのうち、どの段階での指名停止を失格とするかについては発注者によってバラツキがある。「参加表明書提出日から、契約締結日までの期間」の指名停止を失格とする場合が多いが、「参加表明から開札まで」とする案件もある。なかには、対象期間を明記しない入札説明書もある。

東京都千代田区のPFI事業では、落札者決定後にグループ代表企業が指名停止を受け、契約を断念した。この入札では当初、「参加表明から開札まで」の指名停止を失格と定めていたが、参加表明受付けの前段階で「参加表明から契約締結まで」と変更した。この対象期間の変更がネックとなって落札者は失格となった。

ただ、自治体の場合、契約には議会の承認が必要となる。仮に入札段階をクリアできたとしても、指名停止企業との契約は、議会承認を得られられない可能性が高い。いわゆる「議会リスク」という問題だ。

一方、国のPFI事業は、議会承認というプロセスがない分、ハードルは低い。応募者の指名停止期間を見送ってから入札を再公告し、契約に至った案件もある。

大阪府、京都市、山口県下関市など複数の自治体で、落札決定後の指名停止による契約見送りが相次いでいる。学校施設など供用開始時期があらかじめ定められている施設では、発注者側は大きな影響を受ける。現在、再入札を検討している自治体は「開校時期を考えるとスケジュールが非常に厳しい」と頭を抱える。

事業者にとって、最も大きな問題なのが入札参加コストだ。PFIの入札参加は、通常の公共工事と異なり、膨大な見積費用が必要となる。落札決定後、1社の指名停止でグループ全体が失格となった場合、入札コスト面のロスと言うまでもなく、企業間に大きなしこりが残りかねない。

(06.11.15 建設通信新聞)

2007. 03. 07.

大阪府・豊能町談合・安藤建設・営業停止30日！ 200万円渡していた！

大阪府豊能町発注の町立中学校改築工事を巡る官製談合事件を受けて、国土交通省は3月5日、建設業法に基づき「安藤建設」(東京都港区)を3月20日～4月18日の30日間、営業停止処分にする¹と発表した。

同社社員が、談合に関与したとして競売入札妨害罪で罰金50万円の略式命令を受けたため。大阪府など関西の7府県で公共工事や補助金を受けた民間工事の新規契約ができなくなる。

事件を遡ると 町助役を予定価格漏えいの入札妨害で逮捕！

大阪府豊能町発注の中学校校舎改築工事で、関連業務の入札予定価格を特定の業者に漏らしたとして、大阪府警捜査2課は06年11月5日、競売入札妨害の疑いで同町助役大西健一(56)＝同町、町会議員藤野繁盛(52)＝同町＝の両容疑者を逮捕した。

また同容疑で、同業務を落札した「小河建築設計事務所」(大阪市)の元常務湊春夫容疑者(64)＝和歌山県橋本市、予定価格を同事務所側に伝えた中堅ゼネコン「安藤建設」大阪支店営業課長代理在里政宣容疑者(39)＝大阪府豊中市＝ら業者側の3人も逮捕した。

安藤建設が受注した本体工事の入札でも、大西容疑者らが応札業者を教えるなど便宜を図った疑いがある。調べでは、大西容疑者らは町立東能勢中学校南館の改築工事に絡み、05年4月の監理委託業務の指名競争入札で、予定価格を漏らした疑い。

入札調書によると、本体工事は一般競争入札で安藤建設が6億9800万円(落札率96.6%)で落札。監理委託業務は小河建築設計事務所が、非公表だった予定価格の94.8%に当たる1280万円で落札した。

捜査の進展に伴い

新たに逮捕されたのは大阪府豊能町の助役、大西健一容疑者(56)、町議会議員の藤野裕次郎容疑者(52)、大阪市の小河建築設計事務所の元常務湊春夫容疑者(64)ら合わせて5人。大阪府警の調べによると、大西助役は05年4月、町立東能勢中学校の改築工事の管理業務の入札で「予定価格」を、藤野議員らを通じて小河建築設計事務所側に事前に漏らした競売入札妨害の疑い。入札に参加した12社のうち小河建築設計事務所が、最も低い1280万円で落札していた。大西助役と藤野議員は容疑を否認しているが、業者側は認めている。

町立中学校の改築工事の本体工事を落札した安藤建設の社員が入札前に町議会議員の藤野裕次郎容に現金200万円を渡したところ、そのあとで助役の大西健一容疑者(56)は、安藤建設が落札できるよう働きかけていた疑いが出てきた。逮捕された安藤建設社員の在里政宣容疑者(39)が、落札を有利にしようと工事の設計図を設計事務所に渡すよう一旦要求したものの、断られたためその後、在里容疑者は町議会議員の藤野議員に200万円の現金を渡したといわれる。ところがそのおよそ2か月後に、大西助役が設計図を安藤建設に渡すよう設計事務所に指示したという。

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

		以内
(競売入札妨害又は談合)		
7	千葉県及び近隣の区域内において、他の公共機関が発注した建設工事等に関し、一般役員等又は使用人が競売競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 群島 関東地方整備局内(東京、神奈川、埼玉、茨城、栃木)	逮捕又は公訴を知った日から 2か月以上12か月以内
8	前号に掲げる区域外において、他の公共機関が発注した建設工事等に関し、一般役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から 1か月以上12か月以内
9	県発注工事等に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上12か月以内
10	他の公共機関が発注する建設工事等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上12か月以内
11	県発注工事等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内
(建設業法違反行為)		
12	県発注工事等において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2か月以上9か月以内
13	千葉県及び近隣の区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
(その他の不正又は不誠実な行為)		
14	別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められとき。	当該認定をした日

④

工事契約に関する意見

千葉土建一般労働組合

当組合は、千葉県に居住する大工、左官などの建設労働者によって1972年6月25日に結成され、現在28,000名が加入する法人格を有する労働組合です。

日ごろは、建設労働者の生活向上と雇用・労働条件改善、元請・下請けの公正な取引関係の確立、地元建設業者の振興などとりくんでいます。また、社会保障を充実させる運動や憲法9条を守る運動などもとりくんでいます。

さて、流山市で計画されている(仮称)小山小学校校舎建設などPFI事業の業者選定にあたって、建設で働く立場から意見を述べさせていただきます。

下請業者、建設労働者にとって建設市場の縮小、ダンピング(過度の安値競争受注)問題は深刻です。昨年、行政の指針が示され、低入札工事現場の監督が強化され改善に向かいつつありますが、赤字工事のしわ寄せをうけた下請専門工事業者の倒産は激増しています。

私どもの調査でも建設労働者の賃金は年収300万円～400万円に位置しており、生活保護水準まで賃金が切り下げられています。下請業者は60%が「後継者がいない」、「あとを継がせない」、「継ぎたくない」という実態にあります。

また、労働環境は、東京労働局が昨年7月～8月に行った「建設労働者の労働時間管理を主眼にした臨検監督調査」によると建設現場の60%に不適正な労働時間管理があったとして、是正勧告が行われています。

ゼネコンの受注競争やコスト管理による安値受注のしわ寄せは、「土曜・日曜も作業しないと間に合わない」(日建協)など工期設定そのものに無理があり、工期短縮と長時間労働は労働災害の増加にもつながっています。

公共工事の労務積算単価は10年連続下落し、社会保険・雇用保険など本来事業所が負担すべき経費、作業員の技能向上に必要な訓練費用も確保できず施工品質の低下も懸念されています。

今回、このPFI事業をめぐる入札業者4業者のうち3業者が入札を辞退したため、大新東ヒューマンサービス(株)グループが契約したと聞いています。

市民の税金を使って行う公共工事の発注は、とりわけ公正でなければなりません。「公正さ」は、適正な競争と透明な手続きを通じて生み出されます。そしてそのことが不正をおきにくくするだけでなく、適正な競争を通じ、技術革新

へのインセンティブ、価格引下げの効果がもたらされ、納税者に利益をもたらすこととなります。

こうした視点で、国は、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るため、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針を定めました。

その指針、4 公共工事の適正な施工の確保に関する事項の(2) 適正な施工体制を確保するためのダンピングの防止に関することでは、いわゆるダンピング受注は、建設業の健全な発達を阻害するとともに、特に、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底につながりやすいことから、・・・不採算工事の受注強制などは厳に慎むべきものであり、入札辞退の自由の確保など受注者との対等な関係の確立に努めるものとする。となっています。

4 業者のうち3 業者が辞退したことについて、三つの問題を指摘したいと思います。

1、発注者の提示した金額・内容は適正だったのか。不採算工事の強制にあたらぬのか、辞退者からの意見徴収、第三者機関による検討は行われたのか。ということです。

2、残った業者が受注業者となる制度では、特定の業者に受注させるために、他の全ての業者が入札辞退することも考えられる。こうした制度では、公正・適正な競争を確保できず、地方自治法第 234 条から言っても、市民の利益にならない。と思います。

3、4 業者のうち3 業者が辞退するほどの案件なのですから、適正な施工の確保、すなわち、施工に当たって、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底につながらないような監視システムが必要だと思えます。

今回、工事受注したグループの構成員の安藤建設には、当組合として下請指導、安全管理が不十分だとして、再三改善を要望してきたところです。

要望した事例の一部ですがいくつか紹介いたします。

①、今年、安藤建設の現場で重大災害事故が 2 件起きています。いずれも新聞で報道されています。

○ 平成 19 年 1 月 21 日(日)、千葉市稲毛区作草部町、マンション建築現場で労災事故をおこしています。

事故の概要は、配水管の設置工事のために重機で深さ約 3 メートルの穴を掘っていたところ、土手が崩壊。穴の中で作業中だった下請け労働者 3 人(35 歳・27 歳・26 歳)が生き埋めになり、消防レスキュー

隊が出動しています。

- 平成 19 年 4 月 25 日、東京都台東区池之端、「池之端文化センター」の解体工事現場で通行人に怪我を負わせる事故が起きています。

② 下請けへの法令順守指導の問題

- 建設業法 24 条は、特定建設業者に、発注者から直接請け負った建設工事に参加している全ての下請負人が、その建設工事の施工に関し建設業法や建設工事の施工に関する法令あるいは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令に違反しないよう指導に勤める義務を負わせています。

ところが私たちが安藤建設の現場調査を行ったところ、本来雇用関係のある事業所が労働者に交付すべき「雇入通知書＝労働条件通知書」の確認、指導を十分に行っていませんでした。

このことは、禁止されている違法な労働者供給、労働者派遣を見逃し、ひいては施工品質の低下をも引き起こすものです。

また、法律では土曜日や日曜日、法定時間外労働(残業)をさせるためには、雇用者は労働者と「36 協定」を結び、雇用者はその 36 協定を監督署に提出することになっています。さらに、時間外労働は法律に基づいて割増賃金を払うことになっています。

しかし、私たちの現場聞き取り調査では、安藤建設が下請けへの法令順守指導を十分に行っていないため、下請けの無届の法定時間外労働が横行し、割増賃金も労働者に払われていないことがわかりました。

当組合は、こうした違反を重く受け止め、下請けへの法令順守指導を強く要請しているところです。

③

公共工事は建設業退職金共済制度の適用現場になっています。しかし、建設現場で働く労働者の多くがその制度を知りません。そこで当組合は、その制度普及のために「現場説明会」を開くよう要請しています。多くの組合が説明会を実施していますが、安藤建設はまだ実施していません。

以上、当組合との関係などを紹介し報告し終わります。